

2026 年 9 月 10 日
日本郵便株式会社

通信日付印の時間帯表示廃止に向けた試行の実施

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、2026 年 10 月 1 日（木）から、通信日付印の時間帯表示廃止に向けた試行を全国 26 の郵便局で実施します。

1 概要

切手の消印には「通信日付印」を使用し、引き受けた「年月日・時間帯」を表示していますが、今後、時間帯表示の廃止を予定しています。

それに先立ち、通信日付印の時間帯表示廃止に伴う業務運営やお客さまへの影響などを検証するため、2026 年 10 月 1 日（木）から 2027 年 3 月 31 日（水）まで、全国 26 郵便局において、時間帯表示を除いた通信日付印の印影による消印を試行実施します。

2 試行する郵便局

[別紙](#)の 26 郵便局において、通信日付印の時間帯表示廃止を試行します。

3 試行期間中の留意点

(1) 試行対象の郵便物など

集配機能を有する試行対象の郵便局においては、同局の窓口でお引き受けした郵便物などや、同局が受け持つエリア内に設置された郵便差出箱に差し出された郵便物など、同エリア内に位置する窓口機能のみの郵便局に差し出された一部の郵便物なども試行の対象となります。

また、窓口機能のみの試行対象の郵便局においては、同局の窓口でお引き受けした郵便物などが試行の対象となります。ただし、一部郵便物などについては、当該郵便局では押印せず、集配機能を有する郵便局においてまとめて通信日付印を押印する場合があります、その場合は試行の対象とはなりません。

(2) 時間帯表示が必要な場合の対応方法

試行期間中に通信日付印による時間帯表示が必要な場合は、項番 2（[別紙](#)）に記載の郵便局以外の郵便局をご利用いただくか、全ての郵便局で取り扱っている「引受時刻証明」サービスをご利用ください。

なお、従前から引受時間帯を表示しない通信日付印も併せて使用しているため、試行する郵便局以外で差し出された郵便物などにも、時間帯を表示しない通信日付印を使用する場合があります。

（参考）：[引受時刻証明](#) | [日本郵便株式会社](#)

(3) 郵趣のための押印サービスの取り扱い（時間帯表示を廃止した通信日付印によるものに限る。）

本件は、業務運営を検証するための試行との趣旨に鑑み、項番 2（[別紙](#)）の郵便局にお越しいただいても、記念押印や押印位置などを指定した引き受けの消印は行いません（通常の郵便物などの引き受けに伴う消印としてのみ取り扱います。）。

また、郵便で押印をお申し込みいただいた場合は、記念押印などを行わず返送させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、試行対象郵便局であっても、時間帯表示を廃止した通信日付印以外の通信日付印（風景印など）を使用した記念押印は引き続き実施します。

(参考：時間帯表示廃止後の印影イメージ)

種別	郵便局	試行郵便局	種別	郵便局	試行郵便局
和文			自動 押印機		
欧文					

※ 通信日付印には、上表のほかにも印影の種類はありますが、既に時間帯を表示していないため、割愛しています。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようにご注意ください。